



## 武力紛争：看護の見解 Armed Conflict: Nursing's Perspective

### ICN の所信：

国際看護師協会（ICN）は、いかなる状況下における武力紛争にも強く反対し、武力紛争を避けるために交渉、仲裁やその他の平和的な紛争解決や外交的解決を見出すべきであると考えている。ICN が特に憂慮する点は、被災した民間人、難民・国内避難民及び戦闘員に対する武力紛争の潜在的な影響である。これらには、健康や発達への直接的・間接的な影響や基本的人権の侵害などがある。

紛争地域に住む女性、子ども、老人は、特に脆弱であるため、心身の健康の維持または回復を援助する適切なケアへのアクセス、カウンセリング及び身の安全の確保が必要である。ICN は、武力紛争において兵士として働かされる子どもの数が増加し、子ども自身が志願していたとしても子ども兵士が配備されていることを非難する。これは、現代版奴隷制度の一種であり、子どもの基本的人権の侵害である。

ICN は、難民・国内避難民、他の民間人及び負傷した戦闘員の緊急及び長期的な健康ニーズに、武力紛争がもたらす影響への取り組みにおいて、看護師が重要な役割を担っていることを確信し、紛争地域においてケアを提供する全ての保健医療施設、保健医療専門職及び救援者の保護を要請する。保健医療施設、その職員及び患者と医療救護車両への計画的な攻撃は国際法違反である<sup>1</sup>。

武力紛争において、ICN は各国看護師協会（NNA）に以下のことを強く要請する：

- 自国の政府に対し、国際法を尊重し、難民や避難民へのヘルスケアを含む人道支援の即刻提供を確実なものとし、被災地域への国際的人道支援組織の自由で協調的なアクセスを求める。
- 自国の実態を調査し、民族に関係なく、必要とする全ての人々に差別なく適切なヘルスサービスを提供するため、政府の地方自治体、国連機関及び国・地方レベルの非政府団体との協働活動を引き受ける。
- 自国の政府に対し、看護師と他の保健医療従事者のケアする義務が政治的理由によって妨害されることがないように求める。
- 負傷した戦闘員や捕虜が、差別なくヘルスケアを受けられるように保護する。
- 民間人の大虐殺や他の深刻な人権侵害に関する公式報告、これらの報告の正確かつタイムリーな調査、そして必要に応じた人権監視団の配備の体制を促進する。
- 人権の保護及び促進のための国家機関の設立と機能を支援する。
- 子ども兵士を含め、全ての戦闘員が、安全で健康的な環境におかれるよう、動員を解除し、リハビリテーションを行ない、社会復帰できるようロビー活動を行う。

## 背景

国家間や内戦における武力紛争で犠牲となる者のうち、およそ 90 パーセントが民間人である。現在、世界には 1,050 万人を超える難民と 2,750 万人もの国内避難民がいる。また、世界に 30 万人以上の児童兵がいる。紛争地域の民間人、難民、避難民に適切なケアと人権保護が必要とされている。

ICN は、「世界人権宣言」および「1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約」を、国際人道法の基盤として、そして、戦時における人間の尊厳を守る基本法律文書として支持し、全ての武力紛争時にはこれらが適用されるよう求める。

## 参考文献：

国連難民高等弁務官事務所、2010 年年次報告

赤十字国際委員会、1949 年 8 月 12 日ジュネーブ条約における看護師の権利と義務（1970 年、ジュネーブ、国際赤十字社委員会）

国際連合、1948 年 12 月 10 日採択、世界人権宣言

1999 年採択

2007 年・2012 年改訂

## 関連 ICN 所信声明：

- 看護師と人権
- 児童の権利
- 移住者・難民・避難民のためのヘルスサービス
- 被拘禁者および囚人のケアにおける看護師の役割
- 戦争および紛争の兵器除去に向けて

2012年（公・社）日本看護協会訳

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>* 文書中の「看護師」とは、原文では nurse(s)であり、訳文では表記の煩雑さを避けるために「看護師」という訳語を当てるが、免許を有する看護職すべてを含むものとする。</li><li>* ICN 所信声明の著作権は、国際看護師協会(ICN)にあり、ICN の許可のもとに、(公・社) 日本看護協会が日本語訳を作成しました。許可の無い商業目的での使用を禁止します。</li></ul> |
|---|

国際赤十字委員会 (2011) 危機にある保健医療ケア: 厳しい現実